

「令和 4 年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要（抜粋）

- 公正取引委員会は、令和 3 年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**が取りまとめられたことを踏まえ、令和 4 年 3 月、新たに**「令和 4 年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」**を策定。

①独占禁止法の執行強化

（公正取引委員会）

- **独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査**
 - ・ 調査対象業種の選定【令和 4 年 3 月実施済】
 - ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和 4 年12月結果公表済】
- 荷主と物流事業者との取引に関する調査
 - ・ 立入調査、荷主への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和 4 年5月結果公表済】
- 労働基準監督機関との連携強化【令和 4 年 4 月から運用開始】
- 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化
 - ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和 4 年 2 月実施済】
 - ・ **独占禁止法Q&Aの公表**【令和 4 年 2 月実施済】

②下請法の執行強化

（公正取引委員会・中小企業庁）

- **買いたたきの解釈の明確化**
 - ・ 下請法運用基準の改正【令和 4 年 1 月実施済】
 - ・ 下請法Q&Aの公表【令和 4 年 1 月実施済】
 - ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】
- （不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00
（土日祝日・年末年始を除く。）
- 買いたたきに対する取締り強化
 - ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和 4 年 4 月から運用開始】
 - ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【速やかに運用開始】
 - 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【令和 4 年以内に運用開始】
 - 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化【継続実施】

③価格転嫁円滑化スキーム

（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

- ・ 関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為**情報提供フォームの運用**【継続実施】
- ・ 業種別状況等についての報告書の取りまとめ、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する**法遵守状況の自主点検**の要請、**重点立入調査**（道路貨物運送業を含む 3 業種）
 - 【令和 4 年 5 月に「価格転嫁に係る業種分析報告書」を公表済】
 - 【下請法違反行為が多く認められる19業種、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる 5 業種の自主点検結果について、令和 4 年12月に公表済】

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、公正取引委員会は、下請法の運用基準を改正し、下請法上の買ったたきに該当するものとして以下の取引を追加（令和4年1月）。また、以下の取引が独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明確化するため、ウェブサイトに掲載の「よくある質問コーナー（独禁法 Q & A）」を更新（令和4年2月）。

▼「買ったたき」「優越的地位の濫用」に該当するおそれ（※）がある取引

①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

※対価の決定方法、差別的かどうか等の決定内容、通常対価との乖離状況等を勘案して総合的に判断。

■ 法遵守状況の自主点検結果の公表（令和4年12月14日）

下請法違反が多く認められる19業種の事業者団体によって傘下企業に対する自主点検を実施した。価格転嫁状況の認識の設問について、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高いが、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」との回答割合が低い。「道路貨物運送業」は、いずれの立場においても、その割合が19業種平均に比べて低い。

▼公表結果（報告書抜粋）

①発注者の立場での割合が19業種平均（81.4%）と比べて低い業種例

道路貨物運送業（48.4%）、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

②受注者の立場での割合が19業種平均（39.4%）と比べて低い業種例

映像・音声・文字サービス情報制作業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業（20.5%）、技術サービス業

■ 法遵守状況の自主点検結果の公表（令和4年12月14日）

転嫁拒否行為に係る認識の設問については、一部の業種において、19業種平均と比べて従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられ、特に「道路貨物運送業」は以下の設問において、その割合が19業種平均の2倍以上高い。

▼公表結果（報告書抜粋）

①明示的に協議せず、取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（13.8%）と比べて高い業種の例

道路貨物運送業（32.8%）、技術サービス業、映像・音声・文字情報 制作業、
情報サービス業

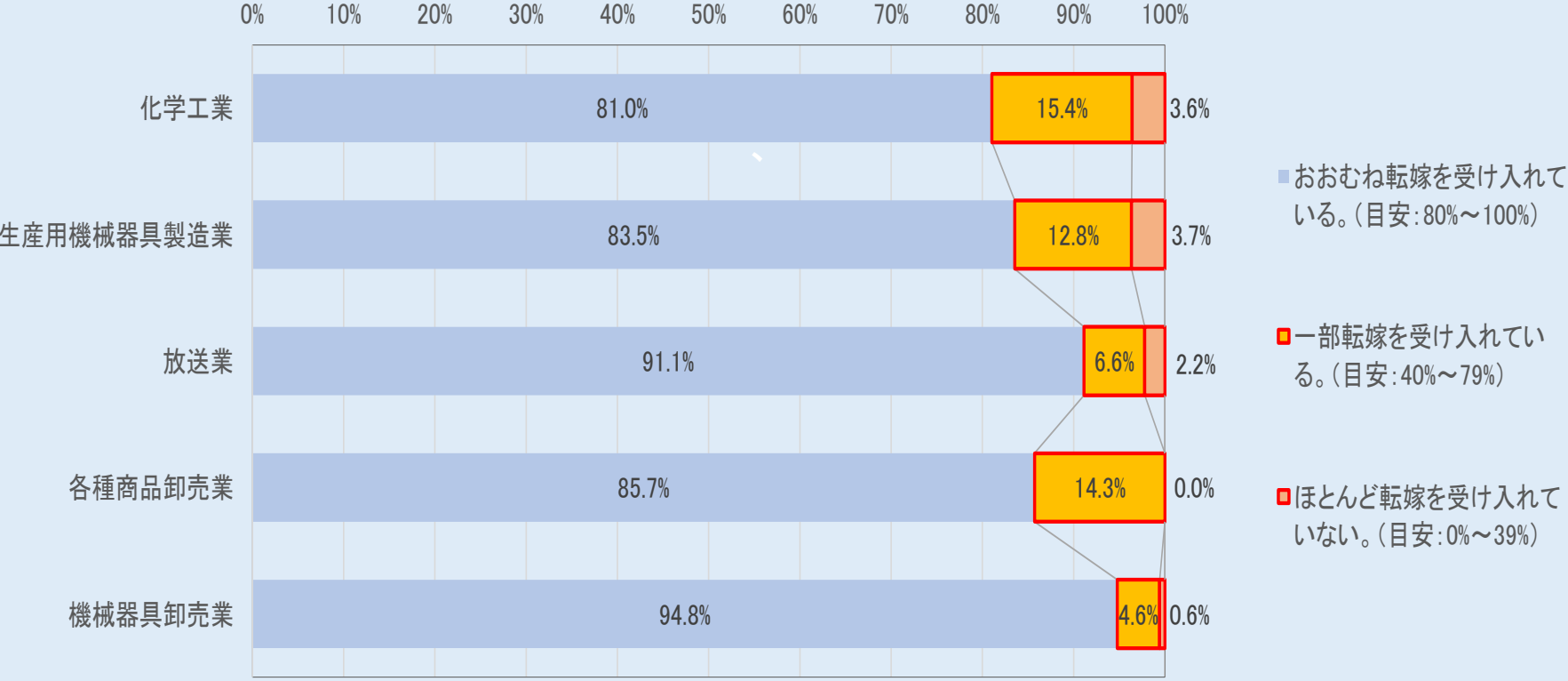
②価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（6.0%）と比べて高い業種の例

各種商品卸売業、**道路貨物運送業（15.2%）**、技術サービス業

■ 法遵守状況の自主点検結果の公表（令和4年12月14日）

荷主による独占禁止法違反につながるおそれが多く認められる 5 業種の事業者団体によって傘下企業に対する自主点検を実施。発注者として価格転嫁を受け入れているかどうかの認識の設問については、「おおむね転嫁を受け入れている（80%～100%）」との回答が大半であった。

▼ 公表結果（報告書抜粋）



■ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果の公表（令和4年12月27日）

コスト上昇分の転嫁拒否が疑われる事案の発生が見込まれる22業種を選定し、緊急調査を実施。

(1) 受注者側書面調査 令和4年6月、受注者約8万社に対して書面調査を実施。取引価格引上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名を調査したところ、1社でも名前の挙がった発注者は4,573社。

(2) 発注者側書面調査 前記(1)の発注者4,573社に情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加えた合計約3万社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について調査。

(3) 個別調査 令和4年7月から12月にかけて、前記の書面調査等を踏まえ、立入調査を306件実施。また、同年9月以降、上記(1)の4,573社のうち、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出。このうち、名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めた、より詳細な個別調査を実施。

■ 事業者名の公表（令和4年12月27日）

前記(3)の個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げた発注者であって、かつ、多数の取引の相手方に対して独禁法Q & Aの①（2ページ参照）に該当する行為が確認された13事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条に基づき事業者名を公表（公表された事業者の中には「道路貨物運送業」を営んでいる企業もあり）。

▼なお、今回の事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

【参考】独占禁止法第43条

公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。